

部会活動実施細則

(部会設置目的等)

第 1 条 本会は、一般社団法人 21・建設クラブ・福岡定款第 5 条第 2 項に於いて、それぞれの目的別部会組織を次条以下に於いて規定し、活動にかかる基本的な規程を細則として定める。

(部会別業務目的)

第 2 条 前条に基づく事業実施要綱第 3 条に於いて設置された部会(機関)別につき、次のとおり具体的業務を実施する。

1. 社会貢献部会

次の 9 項目に関する社会貢献事業の積極的推進及び実施

(1) 同和対策部門(男女共同参画研修部門)

福岡県より派遣される講師による講演会を本会主催で開催し、会員並びに広く会員外の方々に当該講義を提供し、もって男女共同参画理論の周知を図ってゆくこととする。

(2) 県農産物販促部門(お米の販売部門)

福岡県産米を本会主催で販売会を開催し、もって福岡県農産物の販売促進を図る。

(3) 道路愛護運動促進部門(さわやか道路愛護運動部門)

福岡県福岡県土整備事務所・福岡県宇美町・本会会員の 3 者協定締結をまとめて無料にて手続き代行を進め、2 部隊制にて年間数回の福岡県糟屋郡宇美町内の県道の清掃活動を団体で行う。

(4) みんなで防犯応援部門

福岡市立小学校並びに福岡県糟屋郡宇美町立小学校を青色パトロール車を用いて登下校時にパトロールを実施し、不審者に対して犯罪抑止に貢献することとし、もって子供たちの登下校時にかかる安全安心に寄与する。

また、会員の防犯意識の向上を目的とし、福岡県より派遣された講師を招聘し、本会主催で講習会を定期で開催し、会員の防犯にかかる安全安心を学習する機会を提供する。

(5) 救急救命講習会部門

福岡市消防局または日本赤十字社から講師を招聘し、救急救命に関する講習会を本会主催で実施し、会員並びに会員家族または関係者に対してその救命の知識を含む技能習得をなし、多くの受講者・技能取得者を形成し、もって少しでも救命行為が必要な場面が生じた場合に対応できる方々の育成排出を目的とする。

(6) 次世代育成男女共同参画支援事業のうちワークライフバランス講習及びセクハラ社外相談室設置部門並びにその関連部門

福岡市優良企業認定のうち、次世代育成男女共同参画支援事業を会員または本会の組織と会員に理解のある外部の建設業者の方々に対し、本会主催にて本会が招聘した講師をして標記講習会を実施するとともに、セクシャルハラスメント相談窓口を本会ホームページ上に開設し、もって会員並びに必要とする方々の一助となるべく活動する。

(7) 青パト推進部門

防災部会並びに社会貢献部会内のみんなで防犯応援部門にかかる小学校のパトロール時に於いて、本会が占有する2台の青色パトロール車を使用して、防災防犯それぞれのパトロールを実施する。

(8) 福岡市優良企業認定支援実施部門

本部会内(6)に於ける事業以外の優良企業認定に関し、調査研究し、更に本会会員に於いて社会的地位・経済的地位・企業評価の向上並びに維持管理発展を目的として部門として位置づける。

(9) 社会貢献新規事業開拓部門

前号以外の社会貢献事業の新規開拓をなし、会員の多種多様な企業価値を高め得る活動を開拓してゆく。

2. 福利厚生部会

①旅行会の企画及び実施

②ボウリング大会の企画及び実施

③忘年会及び新年会の企画及び実施

④新型コロナウイルスを含む感染検査を、本会所有の検査装置並びに検査キットを用いて、会員の要望に応じて実施する。

3. 青年部会

①新規事業の開拓及び実施

②マンパワーによるボランティアに関する調査企画及び実施

③50歳未満の新規部会員の開拓及び増強に関する事業の企画実施

④本会事務局が実施する各種研修会及び講習会の実施支援に関する活動

4. 組織運営委員会

別に定める組織運営委員会運営規則による。

5. 削除

6. 削除

7. 削除

8. 任意会

別に定める任意会規約及び任意会の運営に関する規定による下記業務の実施

①防災部会宇美町防災部門の運営と宇美町防災協定の実施

②社会貢献部会青パト推進部門との共同による防災・防犯パトロールの実施

9. 事務局

事務局運営規則による

10. 防災部会

防犯部会実施要項による

(所在地)

第 3 条 前条の部会及び部門等の所在地は、特に定めのない限り本会主たる事務所内とする。

2 防災部会の部会本部は、福岡県糟屋郡志免町別府一丁目21番11号に置く。

(部会員の資格)

第 4 条 各部会の参加資格は、次の総てが備わる者とする。

①本会の会員であること。

②会費等、本会へ支払うべき費用等を滞納していないこと。

③相互扶助の精神の基、他の部会員の窮地の時、部会員全員をしてその助力を惜しまない心得を有すること。

④各部会に積極的に参加する意思のあること。

2 理事長又は複数の本会役員若しくは部会員全員に於いて認めた場合、前項各号の一が欠けても、やむを得ない特段の事情のある場合は、この限りではない。

(役員)

第 5 条 各部会に、部会長1名及び必要に応じて副部会長若干名を置き、各部会員全員の互選により選任する。

2 部会長は、本会並びに部会発展のために部会の陣頭指揮を取るものとし、副

部会長は部会長を補佐するものとし、部会長に事故又は支障若しくは欠員のある場合、部会長の職務を代理代行する。

3 部会長及び副部会長が共に事故又は支障若しくは欠員のある場合、他の部会員が部会長の職務を代理代行する。

4 部会長及び副部会長の任期は、特にこれを定めない。

5 前項でありながら執行上の矛盾あることが判明し、その判断に苦慮した場合は、部会の申し出により、理事長又は当該部会担当理事の決する処による。

6 各部会に、部会長が必要と認めた場合、部会下部機能である部門を設置し、部門長を選任することを妨げない。

この場合、理事長又は当該部会担当理事の承認を要する。

(部会顧問)

第5条の2 各部会は必要に応じて部会顧問を置くことができる。

2 前項の顧問については、理事長が委嘱する。

(参加不参加と意思確認及び公開)

第6条 各部会への参加及び不参加は自由とし、部会に於いてその意思確認方法については自治することとするも、基本的には簡易な自由書式をもって、書面にて部会長へ提出するものとする。

2 部会長は、前項の意思確認の書面により、随時その名簿を作成することに努め、事務局へこれを提出するとともに、組織運営委員会の決議により、これを本会HPに公開する様に努めるものとする。

(他部会・他部門との相互扶助)

第7条 本会の他部会または他部門との相互扶助については、部会長（または部門長）同志の意見交換により、それぞれの要請に応じて対応するものとする。

ただし、他部会または他部門への業務応援等の実施については、部会員または部門員の過半数の同意を得ることを要す。

(部会員の精神)

第8条 部会員は、部会員としての職務に忠実でなければならず、何事にも謙虚と感謝を忘れることなく鋭意誠実に務めなければならない。

附則

1. 本規則は、平成23年9月17日より適用する
2. 平成24年6月1日一般社団法人への業務移管により、平成24年8月1日より本規則を施行する。ただし、理事会委任機関である組織運営委員会の承認（又は追認）を必要とする。
3. 平成25年5月1日より部会長の職権により、改正する。
4. 平成28年3月26日組織運営委員会により名称を含めて改正され、同年4月1日より施行するものとする。
5. 平成30年4月1日改正し、同日施行する。
6. 平成30年8月8日改正し、同日施行する。
7. 令和4年12月1日改正し、令和5年1月1日施行する。